

郡山市社会福祉団体補助金交付要綱

(昭和60年4月30日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉団体の活動を促進し、もって福祉の増進と健全な地域発展を図るため、社会福祉事業に寄与する団体に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、別表の左欄に掲げる社会福祉団体が行なう同表の中欄に掲げる事業とし、補助金の額は、当該事業に要する経費のうち、別表の右欄に定める補助基準及び補助率に基づき市長が認める額とする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定に基づき補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（第1号様式）
- (3) 役員名簿及び規約
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の内容変更等の手続き)

第4条 補助事業の内容等を変更しようとする場合においては、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、補助金等内容変更等承認申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助事業対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、この要綱に定める補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、規則第14条の規定に基づき、補助事業完了の日から60日以内に補助事業等実績報告書を市長に提出し、補助事業の成果を報告しなければならない。この場合において、当該報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 収支決算書（第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により補助金の交付額の確定の通知を書面により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合又は確

定額が交付決定額と同額である場合は、省略する。

(会計帳簿の整備)

第8条 補助事業者は、補助金等の収支を記録した会計帳簿及びその他の関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、昭和60年4月30日から施行し、昭和60年度以後の補助金について適用する。

(要綱の廃止)

- 2 郡山市社会福祉団体補助金交付要綱（昭和56年3月7日制定）及び郡山市老人福祉事業補助金交付要綱（昭和59年8月18日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月28日から施行し、昭和62年度補助金に限り適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、郡山市高齢者文化休養センター逢瀬荘に関する部分の改正規定は昭和63年4月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の郡山市社会福祉団体補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の研修に係る補助金から適用し、同日前の研修に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和63年8月18日から施行し、昭和63年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成元年10月24日から施行し、平成元年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成5年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月8日から施行し、平成6年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成8年5月10日から施行し、平成8年度以後の補助金について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の郡山市社会福祉団体補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた団体（合併等により事実上その経営を継承する団体を含む。）については、改正後の要綱の規定にかかわらず、規則第17条から第19条までの規定及び改正後の要綱第6条の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成11年5月24日から施行し、平成11年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年6月7日から施行し、平成12年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成15年5月21日から施行し、平成15年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成15年7月8日から施行し、平成15年度以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成16年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

補助対象者	補助対象事業及び経費	補助基準及び補助率
郡山市遺族会	戦没遺族会員相互の福祉増進及び親睦に要する経費	予算の範囲内で定める額
財団法人福島県傷痍軍人会郡山支部連合会	戦傷病者の更生援護及び福祉向上の推進に要する経費	予算の範囲内で定める額
財団法人日本傷痍軍人妻の会福島県支部郡山市連合会	戦争犠牲者同胞の相互扶助、福利厚生及び会員の親睦に要する経費	予算の範囲内で定める額
郡山地区保護司会	保護司法（昭和25年法律第204号）第13条第2項各号に規定する保護司会の任務に要する経費	予算の範囲内で定める額
郡山市手をつなぐ親の会	心身障害児者の教育と福祉の向上、雇用促進に関する相談指導及び関係機関、団体との連絡調整に要する経費	予算の範囲内で定める額
郡山市民生児童委員協議会連合会	民生児童委員の資質向上及び相互交流、関係機関との連絡調整等、活動及び研修に要する経費	1 活動費補助金は、次の各号に掲げる基準に基づいて算定した額の合計金額の範囲内で予算の範囲内で定める額 (1) 民生委員協議会会長である民生児童委員30,000円に民生委員協議会会長である民生児童委員数を乗じて得た額

(2) 民生委員
協議会副会
長である民
生児童委員
24,000 円
に民生委員
協議会副会
長である民
生児童委員
数を乗じて
得た額

(3) 前各号以
外の民生児
童委員
21,000 円に
前各号以外
の民生児童
委員数を乗
じて得た額

2 研修費補助
金は、 7,500
円に民生児童
委員数を乗じ
て得た額の 3
分の 1 の範囲
内で予算の範
囲内で定める
額

3 民生委員協
議会会長研修
費補助金は、
12,000 円を限
度とする額に
民生委員協議
会会長である
民生児童委員

		数を乗じて得た額
郡山市老人クラブ連合会	クラブの育成及び活動支援並びにクラブ相互の連絡調整に要する経費	別に定める額
	単位老人クラブ又は連合会方部が行なう自主事業（世代間交流、地域産業の伝承、地域文化の伝承その他の自主的な活動又は事業をいう。）に要する経費	1活動につき別に定める限度額以内の額
	連合会が行う健康づくり事業に要する経費	別に定める額
郡山市単位老人クラブ	単位老人クラブ活動に要する経費	会員数に応じ別に定める額
郡山地区更生保護女性会	犯罪の予防、青少年の非行防止及び犯罪者、非行者の更生に対する協力並びに地域社会の浄化活動に要する経費	予算の範囲内で定める額
郡山ひまわり号を走らせる会	障害者のより一層の社会参加の促進を図り障害者福祉の推進に資するため、交通機関を利用し障害者と健常者が一体となって交流を深める事業に要する経費	予算の範囲内で定める額